

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和3年2月2日	日本交通株式会社大阪(法人番号7120001030151) 代表者南都武司	大阪府大阪市港区弁天2丁目10番6号	港	大阪府大阪市港区弁天2丁目10番1号	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置駐車違反)が過去一年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和3年2月18日	白浜第一交通株式会社(法人番号3170001009070) 代表者高野福己	和歌山県西牟婁郡白浜町1162番地の9	田辺	和歌山県田辺市神子浜2-381-30	警告	道路運送法第27条第3項	令和2年11月27日、労働局からの通報を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反【記録】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第24条第5項)、(3)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存義務違反【記載事項等の不備】(運輸規則第38条第1項)	0	0
令和3年2月26日	京和タクシー株式会社(法人番号6130001012579) 代表者隠岐公史	京都府京都市山科区四ノ宮弘8番地	山科第2営業部	京都府京都市山科区東野片下り町64-1	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(駐車違反)が、過去一年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0